

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について  
附属品再検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第49条の4

附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が通商産業省令で定める方法により行う。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

高压ガス保安法施行令第18条（都道府県が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

七 附属品再検査に関する法第49条の4第1項及び第3項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。）

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第49条の4第2項

附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規定に適合しているときは、これを合格とする。

容器保安規則第28条（附属品再検査の方法）

法49条の4第1項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもって法大49条の4第1項の経済産業省令で定める附属品再検査の方法とすることができる。

容器保安規則第29条（附属品再検査における附属品の規格）

法49条の4第2項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一～七 略

2 前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示に定める場合にあつては当該告示に定める規格をもって、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもって法第49条の4第2項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年三月25日経済産業省告示第150号）

2 （審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（平成19・06・18原院第2号）

容器保安規則関係

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
3日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	3日	